

平成26年度第5回 松伏町子ども・子育て支援審議会 議事録

- 日時 : 平成26年11月28日(金) 午後3時00分～4時15分
- 場所 : 役場本庁舎 201会議室
- 出席委員 : 飯山 吉晴、石井 貞人、井 裕美、塩原 映子、鈴木 優、竹田 春美、
若盛 清美、若盛 正城(8名)
- 議事 : (1) パブリックコメントの結果について
(2) 事業計画(案)の確定について
- 配布資料 : 資料1 パブリックコメント実施後の修正箇所について
資料2 松伏町子ども・子育て支援事業計画(案)【最終稿】
資料 松伏町事業所内保育事業設置認可等要綱(案)

1 開会

司会 : ただ今から、平成26年度第5回松伏町子ども・子育て支援審議会を開会する。
最初に会長に開会のあいさつをお願いしたい。

会長 : 来週からいよいよ12月に入る。本日は、午前中に国の子ども・子育て会議に参加した。会議では有村少子化担当相も同席し、委員からの「消費増税が延期になったが、子ども・子育て支援制度のための財源は確保できるのか」という質問に対し、大臣は「私なりになんとか努力したい」と回答していた。また、「当初の予定通り、市町村では粛々と進めていただきたい」との言葉もあった。本日の会議では、市町村の策定作業の進捗状況についてのアンケートに対してのまとめのデータが提示された。県の会議にも出席しているが、県の会議内容は報告であることが多い。これまでの会議の中で、市町村の取り組み状況に関する報告もあった。

国の3府省で決めた新制度の実施にあたっては、市町村の子ども・子育て支援審議会ですべて具体的な取り組み内容を決めてほしいということである。たとえば、施設の増設、待機児童への対応、所得に応じた公的な支援等、それらについて子ども・子育て支援審議会ですべて決めたことが行政の施策の中に反映されていくということである。

本日はパブリックコメントを受けた上での最終的な計画案についての確認となる。皆さんからのご意見をいただきながら、松伏町の保護者の方々が安心して子育てできるような制度を作っていきたいと思っている。皆さんのお力をお借りしたいので、あらためてお願い申し上げます。

2 議事

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 事業計画(案)の確定について

司会 : それでは議事に入る。審議会条例に基づき、議事（１）、（２）の議長を会長に
お願いしたい。

会長 : まず、（１）のパブリックコメントの結果について、事務局から説明をお願いし
たい。

事務局 : この審議会の大きな目的の一つとして事業計画の策定があり、これまで２か年
にわたって審議を進めてきていただいた。計画策定だけがこの会議の仕事では
ないが、一つの山を越えつつあるということは確かである。今日は慎重に審議
を進めていただき、計画書を確定していくので、よろしくをお願いしたい。
パブリックコメントについては、町民からの意見の提出はなかったことをご報
告する。

会長 : 資料１は計画（案）の変更についての内容である。事務局から説明をお願いし
たい。

【事務局説明】（資料１に基づき説明）

- ・パブリックコメントの結果は、町民の意見はこの計画書でよいということ在意
味すると思うが、庁内の関係課に意見照会をした結果、章構成にわかりづらい
点があるという意見があったので、それに対応する修正をご報告したい。
- ・構成については、第１章から第６章までの章構成としたい。前回の計画案では、
「Ⅳ．子ども・子育て関連施策の体系」の中で様々な子育て支援の施策につい
ての内容が書かれており、次の「Ⅴ．教育・保育提供区域の設定」で地域の設
定が入っていた。始めから読んでいくとどうしてこのような構成になっている
かわからない、という意見があった。子ども・子育て支援関連施策で様々な取
り組みについて書かれていて、次に区域の設定、教育・保育施設の充実、地域
子ども・子育て支援事業の内容の記述となっている。これまで関わってきた我々
は納得できるが、初めて見る人にとってはわかりにくい。たとえば、教育・保
育施設の区域を複数設定して、区域ごとに施設を充実させて子ども・子育て関
連施策を充実するというのであれば前回案の順番でもわかりやすいが、松伏
町は区域が一つしかないので、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶを一つにまとめてそれぞれの関連を
明らかにすることによってわかりやすく整理するということを提案したい。
- ・Ⅴ、Ⅵ、Ⅶを第５章という形でまとめたが、その第５章について説明したい。
前の計画案の構成をみると、まず就学前の子どもがどのように町内に分布して
いるかという項目があり、町内にどのような施設があるか、その上で松伏町で
は全域を一つの区域として設定するという流れになっていた。前の計画案では、
区域設定の状況が説明されないままに６歳未満の子どもの数、施設の数等が先
に記載されていたので、ここはなぜ区域設定が必要なのかということを最初に
記述し、その後に区域を設定するための情報（子どもの数等）の記載を経て、
松伏町の区域は一つに設定する、という流れに改めた。したがって新規に設定
した「１ 教育・保育提供区域について」と「２ 社会的条件と施設の立地状
況」については、どうしてそうするのかという説明になっている。そのほかの

部分については、番号は変わっているが内容についての変更はない。

会長 : 直接内容に入るということではなく、一般の方にもわかりやすいように意義についての説明を加えてまとめた、ということである。項目の表現が「章」ということになったということ、第5章の中で「節」を加えて整理をしている。ご意見、感想があればご意見をいただきたい。

石井委員 : 計画案については見やすく、わかりやすくなった点が評価できる。パブリックコメントについて、どのくらいの人が閲覧したかわかれば教えていただきたい。

事務局 : パブリックコメント期間中、計画案の閲覧は公民館等の公共施設に配置した冊子の閲覧とホームページからの閲覧という方法がとられた。ホームページの閲覧件数についてならわかるので、調べた上で後ほどご報告したい。

会長 : 閲覧件数についてはただいま確認中であるが、章立て変更により異論がないようであればご承認いただきたい。

委員 : 承認。

会長 : では、この章立てということに決めたい。そのほかについてのご意見はいかがであろうか。前回資料の計画案とほとんど変わりはないが、再度確認したいことがあれば、ご質問、ご意見をいただきたい。P. 49に掲載されている児童数の推計結果については、ぜひ頭に入れておいてほしい。平成25年から26年にかけて、0歳児が30人あまり減少している。平成27年には182人となっているが、これは見込みの数値である。5歳児は平成22年には299人であったが、平成31年には211人にまで減少すると推計されている。この現象は松伏町だけに限らない。0歳～11歳までの合計では、今年度3,086人であったのが、平成31年度には2,621人になると見込まれている。これは大変なことであると認識している。各施設でもこの状況を見越した上で、事業運営を考えることが必要になってくると思われる。

ここで、P. 51の教育ニーズと保育ニーズについて事務局から説明していただきたい。

事務局 : 2号認定子どもは満3歳以上の保育を必要とする子どもである。その中の保育ニーズは、保育園への入所を希望するニーズである。教育ニーズは共働きだがあえて幼稚園を希望する家庭のニーズが該当する。数字は昨年度実施した実態調査の結果の数値を用い、国から示された推計方法によって算出した。

会長 : 認定こども園の制度から見るとこのような分け方になる。保育園の方は、認定の場合は0歳、1歳、2歳の3号認定と、2号認定の保育ニーズを合わせた園児数となる。町内では、認定こども園は「みどりの丘」と「こどものもり」のみである。「ゆたか保育園」、「たから幼稚園」「かしのき保育園」は従来のままである。園が受け入れ態勢を増やすかどうかということではなく、松伏町では安心して子どもを生き育てる環境が整っているということを行政が他市町村の人たちに向けて発信していくことが重要であると思う。町としての対応はいかがであろうか。

事務局 : 町の総合振興計画において定住化してもらうための施策を設定している。それとあわせて、東埼玉道路沿道の地域開発計画が子どもを生み、育てる環境整備につながる。なお、東埼玉道路沿道の地域開発が進んで住宅建設が見込めるようになれば、本計画も見直す必要性が出てくる。

また、先ほど質問されたパブリックコメントのホームページ閲覧件数についてご報告したい。11月の閲覧件数は集計が1か月後になるのでまだ不明だが、10月15日～30日の閲覧件数は174件であった。

会長 : その件数は多い方なのだろうか。

事務局 : ひとりの人が複数回見たとすると回数がそのままカウントされるので、実人数が多いかどうかは判断が難しい。

会長 : しかし、回数としては多く閲覧してもらっているの、その点は評価できると思う。

若盛(清)委員 : P. 53の教育・保育の量の見込みにおける「▲」は提供の余剰であると説明を受けているが、平成28年度以降は2号認定でかなりの余剰が見込まれている。このことに対応する方策はあるだろうか。他市からみればうらやましい状況かもしれないが、施設の立場からみると入所する児童がいないということになるのではと懸念される。

事務局 : ここに記載している数値は町民のみを対象としており、その条件下ではこの余剰ということになる。この見込み量を県に報告しているが、県の事業計画ではこの数値を見て近隣市町の方の受入れを見込んだ調整をすることとなるだろう。現在は町内在住在勤の保護者の子どもでなければ受入れが難しいが、今後は県全体で調整していくこととなる。

若盛(清)委員 : この段階では町独自で決めることはできないということであろうか。

事務局 : ご指摘の通りである。

若盛(清)委員 : 現在でも町外在住在勤の方から、新制度になったら園に入れるかどうかという問い合わせがある。町外の方からの問い合わせに対しては、来年度は今まで通りの対応であり、在住在勤の市町に問い合わせしていただきたい旨を伝えているが、国サイドではっきりしなければ受け入れられるかどうかかわからないということであろうか。

事務局 : 来年度に関しては今まで通りにやらざるをえない。来年度中に県の方針はまともと見込まれるが、予算と保育料の関係で市町によって対応が違ってくると考えられる。

若盛(清)委員 : 国、県の回答待ちといえる。

事務局 : 5市1町で独自に取り組んでもいいが、最終的には県が調整しないとイケない。なお、この周辺では待機児童がいないのは松伏町くらいである。近隣市町の子どもを受け入れることによって町民の子どもが入所できない、ということがないように対応したい。情報が入り次第、この会議で報告していきたい。

若盛(清)委員 : 提供体制についても調整する可能性はあるだろうか。

事務局 : その可能性もあると思う。

若盛(清)委員 : こういう状況が続くことになれば、施設の提供体制を減らす可能性はあるだろうか。

事務局 : 可能性はあるが、その場合にはご相談が必要になる。

会長 : 前回皆さんと審議し、さらにパブリックコメントをかけた上で修正した資料が今回の資料である。人口推計の算出結果は変えられないが、それに対して今後どのように対応していけばよいかということを考えていただきたい。

事務局 : 審議会は今後も続いていく。事業計画は完成するが、それ以外のことについてもご協力を賜りたい。

会長 : それでは、パブリックコメント結果と計画案についてご承認を賜りたいが、いかがであろうか。

委員 : 承認。

事務局 : ご承認をいただいたので、これを決定稿として正式な計画書の印刷に入りたい。

3 その他

会長 : 事務局から何かあればご説明いただきたい。

事務局 : 資料「松伏町事業所内保育事業設置認可等要綱(案)」についてご説明したい。計画(案)のP. 52に記載されているような特定地域型保育施設は現在町内にはないが、この中の事業所内保育所の認可が必要となった場合に備えて要綱を制定することとなった。認可基準については6月議会において「松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を厚生労働省令にもとづいて設定した。要綱(案)の第4条で認可にあたって当審議会の意見を聴くことが規定されているので、よろしく願いしたい。施設設備については条例に基づいて判断することになるが、審議会では様々な状況から判断して認可してよいかどうかを議論していただくことになる。

なお、特定地域型保育事業は0～2歳児が対象となるので、3号認定子どものみが対象となる。事業所内保育所も含めて家庭的保育事業については経過措置が5年間あり、認可を受けた場合には5年以内に連携施設と提携しなければならない。対象となる子どもが3歳以上になった時の受入れ先を確保できるよう教育・保育施設のどこかと協定を結ぶ必要がある。現在はまだそういった準備が整っていないが、今後進めていかなければならない。3歳になったら円滑に移れるように、時々行事を一緒に開催したり、保育施設の園庭を利用したりできるようにすれば、と考えている。

会長 : 了解した。

事務局 : 次の審議会は年明けになるが、来年の3月までに開催する予定である。詳細の日程については、会長と相談の上で決めたい。

会長 : ほかになければ、本日の審議会を閉会したい。

事務局 : この計画は今後、県に報告する予定である。今年度中に印刷して計画書として

完成する。本審議会は来年度以降も続くので、今後ともよろしくお願ひしたい。

4 閉会

司会 : それでは、副委員長から閉会のあいさつをいただきたい。

副会長 : 今年も残すところあと1か月となった。インフルエンザが流行っているので気をつけないといけないが、インフルエンザにかかってしまった保育所の子どもたちの保育をどう受け入れるか考えていかなければならない。まずは子どもたちの健康に気をつけることをお願ひしたい。本日の審議会はこれで閉会としたい。ありがとうございました。